

第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違 反	件 数	構 成 比
総 数	1,046,505	100.0 %
無 免 許	1,655	0.2 %
酒 酔 い	45	0.0 %
酒 気 帯 び 0.25 mg/ℓ 以上	850	0.1 %
酒 気 帯 び 0.15 mg/ℓ 以上	494	0.0 %
速 度 超 過	115,547	11.0 %
横 断 歩 行 者 妨 害	10,155	1.0 %
一 時 不 停 止	156,130	14.9 %
右 左 折 方 法	20,942	2.0 %
信 号 無 視	104,222	10.0 %
通 行 区 分	4,168	0.4 %
指 定 通 行 区 分	65,956	6.3 %
進 路 変 更	113,920	10.9 %
指 定 横 断 等	41,390	4.0 %
通 行 帯	17,588	1.7 %
追 越 し	538	0.1 %
踏 切 不 停 止	15,274	1.5 %
通 行 禁 止	178,762	17.1 %
整 備 不 良	7,215	0.7 %
定 員 外 乗 車	448	0.0 %
大型自動二輪車等乗車方法	1,217	0.1 %
駐 停 車	59,203	5.7 %
積 載 物 重 量 制 限 超 過	1,037	0.1 %
携 帯 電 話	118,537	11.3 %
保 管 場 所 法	335	0.0 %
そ の 他	10,877	1.0 %

(2) 行政処分基礎点数告知件数

違 反	件 数
総 数	12,003
シ ー ト ベ ル ト	11,428
ノ ー ヘ ル	575

(3) 放置違反金納付命令件数

違 反	件 数
放 置 違 反 金 納 付 命 令	417,972

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課(駐停車及び放置違反金納付命令を除く。)、駐車対策課(駐停車及び放置違反金納付命令)